

## 墨田区消費者ニュース

令和8年9月発行 第238号

■ 消費者センターの相談の窓口から

### 新聞の強引な 訪問勧誘に注意！



イラスト：消費者庁イラスト集より

—特に高齢者の相談が多く寄せられています—

#### 【相談事例】

3日前、知らない男が訪問してきて「久しぶりですね。数年前にお世話になりました」と言われた。男から新聞購読の勧誘をされ断ると「このままではクビになる。1年間だけ契約してほしい」と言われ、仕方なく名前を書いた。男は玄関先に米や洗剤、油等を勝手に置いて帰った。

後日新聞販売店から支払方法を確認する手紙が届き、半年後から2年間の新聞購読契約がされているとわかった。解約したい。

(70歳代男性)

#### 【アドバイス】

- ドアを開ける前に名前と目的を聞き、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 断っても勧誘を続ける行為は法律で禁止されています。
- 訪問販売の場合は契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。

この事例では、消費者センターから新聞販売店に電話で「本人は1年間の契約と聞いており、約束が違うためクーリング・オフを希望している」と伝えました。販売店から「クーリング・オフで対応する。渡した景品は取りに行く」と回答がありました。

念のためクーリング・オフ通知を発送するよう助言し、相談者が消費者センターを訪れて通知を作成し発送しました。

身近な人が消費者被害にあっている？  
消費者センターの電話番号をお伝えください  
03-5608-1773

高齢の両親や知り合い宅に遊びに行ったら、

- ・不審な契約書、見積書、請求書がある。
- ・使うとは思えない新しい器具や通信機器がある。
- ・同じ健康食品が入った段ボール箱がたくさんある。
- ・新しく工事をしたと思われる箇所が家の中に複数ある。
- ・「支払が重なって、経済的に大変だ」と話があった。



悪質な事業者が、消費者に不要な契約を持ちかけたり、本人が望まないのにたくさんの商品を送りつけてきたり、修理が不要な箇所なのに「危険だ」と言って工事契約をさせたりします。

- ・消費者に不利なことは伝えず良いことばかりを伝える。
- ・実態のない危険性を大袈裟に話し、消費者を不安にさせる。
- ・消費者に恐怖を感じさせる態度で契約を急がせ、解約には応じない。
- ・消費者が契約内容を理解できないことを知りながら契約する。

親や知り合いの「いつもとは違う様子」に気づいた人が、消費者センターに問い合わせたり、親御さんなどへ消費者センターの相談電話番号を紹介したりすることで解決できた消費者トラブルが多くあります。

一方、「自分が悪かった」と思い、あきらめてしまう方もいらっしゃいます。

**「その方だけでなく数多くのみなさんが同じことで困っている」  
「相談電話番号を知っているので一度電話してみたら」とお声がけいただき、消費者センターでの相談をお勧めください。**

## このようなこと、ありませんか

### ■ SNS で初回が安価なシミ取りクリームを購入

肌に合うか試したいと思い、初回だけ購入した。  
しばらくすると2回目のクリームが初回の数倍の  
価格となる請求書とともに届いた。

申込み時にサイト画面に表示される「安価となる  
クーポン利用」を選んでおり、クーポン利用の場合は  
定期購入になる旨、最終確認画面の下部に表示されていた  
ことに気づけなかった。



→最終画面は必ず下までスクロールし、購入に際し何かしらの条件がある  
かないか確認してください。最終確認画面は契約内容の重要な記録となる  
のでスクリーンショットをとっておくことを習慣に。

### ■ 買取りを依頼しようと訪問購入事業者を自宅に呼んだ

(その1) 不要な着物を売りたいと思った。事業者は着物については無視  
し、「貴金属はないか」と自分に迫った。怖くなり、自宅にある指輪等  
を見せた。すると事業者は、現金と領収書を置き、指輪等を持ち去った。  
指輪等を返してほしい。

(その2) 不要な電化製品を買い取ってもらいたいと思った。事業者が電化  
製品を見ると、「これでは買取りどころか、処分費を請求する」と言われ  
多額にもかかわらず契約をしてしまった。解約したい。

→状況によっては、クーリング・オフの対象となり解約できる場合もあり  
ます。早めに消費者センターにご連絡ください。

### ■ 「十」から始まる電話番号からの電話

(その1) 何度もかかってくる。

(その2) 電話をとったら、住所等個人情報を聞かれた。



→「十」から始まる電話番号は国際電話で、詐欺に関わる電話の可能性が  
あります。かかってきても電話に出ず、無視してください。  
電話に出た場合は、相手に個人情報を答えないようにしてください。  
知らない電話番号からの着信に電話をかけ直すことは避けましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

お待たせしました！  
前回大好評につき、定員を増やして開催

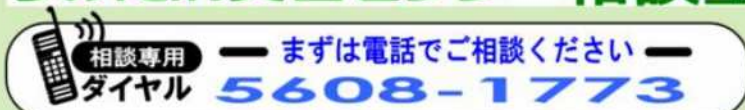


# 葬儀・お墓 死亡後の手続きが分かる！

～葬祭セミナー 全2回～

- 日 時：第1回 令和8年9月25日（金）午前10時～正午  
死亡後の手続きと葬儀社選択の知恵  
第2回 令和8年10月27日（火）午前10時～正午  
お墓の選び方・しまい方と供養の心がまえ
- 場 所：曳舟文化センター 2階 レクリエーションホール
- 講 師：二村 祐輔 氏（日本葬祭アカデミー教務研究室代表）
- 参加費：無料
- 定 員：区内在住・在勤・在学の方 先着70人
- 申込み：令和8年9月1日（火）から、電話またはEメールで
  - ・電話：03-5608-1516
  - ・Eメール：sangyou@city.sumida.lg.jp へ氏名（フリガナ）・電話番号をメール本文に記載し、  
タイトルを「消費者講座の申込み」としてください。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分



令和8年9月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上2-12-7 ☎5608-1516